



企業法務セミナー

## 不法行為による損害賠償請求の期間制限

**渡辺 健寿** (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所  
弁護士



**質問** 不法行為による損害賠償請求をする場合、請求することができる期間に制限があると聞きました。詳しく教えてください。

### 1 期間制限の性質

他人に対する暴行傷害、交通事故など故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した場合には不法行為となり、被害者は加害者に対し不法行為による損害の賠償を請求することができます（民法709条）。

民法724条は被害者が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき、または不法行為の時から20年を経過したときには時効によって消滅すると規定しています。この2つの期間制限は性質が異なります。

「損害及び加害者を知った時から3年間」との期間制限は消滅時効であり、損害及び加害者を知ってから3年の間に損害賠償請求権を行使しない場合、被害者は請求権を失うこととなります。裁判上の請求や債務の承認等により時効期間の進行を中断することができ、時効の中断がされる

とそこから再び時効期間が進行し始めます。

一般の債権の場合には、権利を行使することができる時から10年の時効にかかるものとされますが、不法行為による損害賠償請求権の場合には、時間の経過により加害者の責任の有無や損害額の確定が困難になることや不法行為による苦痛や損害を長らく放置している者に対して法的保護を与える必要がないとの考慮から3年という短期の消滅時効が設定されています。また、被害者が損害又は加害者を直ちに知りえない場合も想定されることから、損害及び加害者を知った時から時効が進行するものとされます。

「不法行為の時から20年」との期間制限は、文言上は時効と表記されていますが、除斥期間と解釈されます。

除斥期間は消滅時効とは異なり、その進行が中断されることはなく、一定期間の経過によって

損害賠償請求権が当然に消滅することになります。これは、被害者が損害及び加害者を知らないといつまでも時効が進行しないこととなるため、不法行為をめぐる法律関係を確定するために不法行為時から一律20年で消滅するとしたものです。

## 2 消滅時効の起算点について

「加害者を知った時」とは、判例によれば、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況のもとに、その可能な程度にこれを知った時を意味するものとされ、たとえば、被害者が加害者の住所氏名等を知らないため、損害賠償請求権を行使することが事実上不可能であった場合においては、そのような損害賠償請求権を行使することが事実上不可能な状況が止み、被害者が加害者の住所氏名を確認したときには加害者を知った時に当たるとされています（最判昭和48年11月16日）。

消滅時効の起算点を「加害者を知った時」としている趣旨は、被害者が知らない間に請求権を失うことを防ぐ点にありますので、被害者において損害賠償請求が事実上行使可能な時から時効期間が進行すると考えるという被害者救済の観点に沿った解釈と言えます。

「損害を知った時」とは、判例上、被害者が損害の発生を現実に認識した時とされ、当初予想しえた損害が事後的に生じた場合であっても、原則として最初の損害が発生した時から時効が進行します。

もっとも、事故当時予期しえなかったような後遺症が生じたという場合には、被害者において相当期間経過後に現れた後遺症のため受傷当時には医学的に通常予想しえなかった治療を必要とするに至り、その費用の支出を余儀なくされた場合には、右費用についての消滅時効はその治療

を受けるまでは進行しないとされます（最判昭和42年7月18日）。

## 3 除斥期間の起算点について

「不法行為の時」とは、加害行為が行われた時に損害が発生する不法行為の場合には加害行為の時とされています。

たとえば、交通事故の加害者が逃走したためにその氏名等が判明しないような場合には、消滅時効は進行しませんが除斥期間は交通事故時から進行することになります。除斥期間の20年は中断することがないとされるため、被害者から権利行使の可能性がない間に権利行使が許されなくなる場合があり、事案によっては著しく正義、公平の理念に反する結果が生じます。

そこで、公害等による被害のように損害が潜伏して累積しあるいは顕在化するというような場合、損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時として除斥期間の起算点を損害発生時にずらす解釈がなされています（最判平成16年4月27日）。

また、最近の判例では、被害者を殺害した加害者が被害者の相続人にその死亡の事実を知り得ない状況を殊更に作出したために、相続人が死亡の事実を知ることができないまま殺害から20年以上経過した場合において、相続人が確定した時から6か月以内に相続人が上記殺害に係る不法行為に基づく損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法160条の法意に照らし、同法724条後段の効果は生じないものと解するのが相当であるとして、時効の停止の規定を除斥期間においても参考とする解釈をしたものがあります（最判平成21年4月28日）。